

資料 3 - 2 生活環境の保全に関する環境基準（河川）

項目 類型	利用目的の適応性	基 準 値				
		水素イオン 濃度(pH)	生物化学的 酸素要求量 (BOD)	浮遊物質 量 (SS)	溶存酸素量 (DO)	大腸菌群数
AA	水道 1 級 自然環境保全及びA以下の欄に掲げるもの	6.5 以上 8.5 以下	1 mg / l 以下	25 mg / l 以下	7.5 mg / l 以上	50MPN/ 100ml 以下
A	水道 2 級 水産 1 級 水浴 及びB以下の欄に掲げるもの	6.5 以上 8.5 以下	2 mg / l 以下	25 mg / l 以下	7.5 mg / l 以上	1,000MPN/ 100ml 以下
B	水道 3 級 水産 2 級 及びC以下の欄に掲げるもの	6.5 以上 8.5 以下	3 mg / l 以下	25 mg / l 以下	5 mg / l 以上	5,000MPN/ 100ml 以下
C	水産 3 級 工業用水 1 級 及びD以下の欄に掲げるもの	6.5 以上 8.5 以下	5 mg / l 以下	50 mg / l 以下	5 mg / l 以上	-
D	工業用水 2 級 農業用水 及びE以下の欄に掲げるもの	6.0 以上 8.5 以下	8 mg / l 以下	100 mg / l 以下	2 mg / l 以上	-
E	工業用水 3 級 環境保全	6.0 以上 8.5 以下	10 mg / l 以下	ごみ等の 浮遊が認め られないこと	2 mg / l 以上	-

(注) 1 自然環境保全：自然探勝等の環境保全

2 水道 1 級：ろ過等による簡易な浄水操作を行うもの

” 2 級：沈殿ろ過等による通常の浄水操作を行うもの

” 3 級：前処理等を伴う高度の浄水操作を行うもの

3 水産 1 級：ヤマメ、イワナ等貧腐水性水域の水産生物用並びに水産 2 級及び水産 3 級の水産生物用

” 2 級：サケ科魚類及びアユ等貧腐水性水域の水産生物用及び水産 3 級の水産生物用

” 3 級：コイ、フナ等、 - 中腐水性水域の水産生物用

4 工業用水 1 級：沈殿等による通常の浄水操作を行うもの

” 2 級：薬品注入等による高度の浄水操作を行うもの

” 3 級：特殊の浄水操作を行うもの

5 環境保全：国民の日常生活（沿岸の遊歩等を含む。）において不快感を生じない限度

